

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） (C-1045)</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 通知文なお書中、「<u>納付すべき税額又は還付する金額</u>」の箇所は、処分の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「<u>令和 年 月 日</u>」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して1月を経過する日を記載する。なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日（輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日）以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。</p> <p>また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「<u>納付すべき税額は、令和 年 月 日 (ただし、別紙 (つづき) の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日) (納期限) までに、同封の納付書により納付して下さい。</u>」の部分を抹消する。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用） (C-1045)</p> <p>(同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 通知文なお書中、「<u>納付すべき税額又は還付する金額</u>」の箇所は、処分の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「<u>令和 年 月 日</u>」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して1月を経過する日を記載する。なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日（輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日）以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。</p> <p>また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「<u>納付すべき税額は、令和 年 月 日 (ただし、別紙の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日) (納期限) までに、同封の納付書により納付して下さい。</u>」の部分を抹消する。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を保有する場合に記載する。国籍については、外国人(外国法人)の場合に記載する。 <u>受信用NACCS利用者コード</u> については、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。	号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を保有する場合に記載する。国籍については、外国人(外国法人)の場合に記載する。
「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。	「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。
「権利の種類」欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所(□)にレチェックを付し又は□を■とする。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所(□)にレチェックを付し又は□を■とする。	「権利の種類」欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所(□)にレチェックを付し又は□を■とする。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所(□)にレチェックを付し又は□を■とする。
「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する(権利発生年月日が不明な場合には、省略する。)。	「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する(権利発生年月日が不明な場合には、省略する。)。
「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後70年を経過する日まで(映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで)なので、存続期間が不明な場合には省略する(著作隣接権も同様とする。)。	「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後70年を経過する日まで(映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで)なので、存続期間が不明な場合には省略する(著作隣接権も同様とする。)。
「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸出差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。	「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸出差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。
「権利者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。	「権利者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。
「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。	「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。
「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。	「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。
「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物(対象品)」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。	「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。
「対象品の品名」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物	「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「 <u>対象品</u> 」欄に記載した <u>対象品の一般的な品名</u> を記載する。 「 <u>輸出統計品目番号</u> 」欄には、任意で輸出統計品目番号を記載する。	製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。 「 <u>輸出統計品目番号（9桁）</u> 」欄には、任意で輸出統計品目番号（9桁）を記載する。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。	「 <u>侵害物品と認める理由</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。
「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。	「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。
「 <u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。	「 <u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出（積戻し）に関する参考事項</u> 」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「 <u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項</u> 」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）	輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）
「 <u>税関長</u> 」欄には、申立先税関長名を記載する。 「 <u>申立人</u> 」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。 <u>受信用NACCS利用者コード</u> については、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。	「 <u>税関長</u> 」欄には、申立先税関長名を記載する。 「 <u>申立人</u> 」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。	「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。
「保護対象商品等表示等の種類」欄には、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。	「保護対象商品等表示等の種類」欄には、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。
「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。	「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。
「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。	「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。
「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。	「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。
「対象品の品名」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。	「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。
「輸出統計品目番号」欄には、任意で輸出統計品目番号を記載する。	「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸出統計品目番号（9桁）を記載する。
「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。	「侵害物品と認める理由」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。
「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。	「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。
「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。	「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出（積戻し）に関する参考事項」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
「訴訟等での争い」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。ま	「訴訟等での争い」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。ま

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
た、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	た、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。<u>受信用NACCS利用者コード</u>については、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸出差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸出差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「 <u>対象品の品名</u> 」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。	「 <u>品名の特定事項</u> 」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。
「 <u>輸出統計品目番号</u> 」欄には、任意で輸出統計品目番号を記載する。	「 <u>輸出統計品目番号（9桁）</u> 」欄には、任意で輸出統計品目番号（9桁）を記載する。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。	「 <u>侵害物品と認める理由</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。
「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。	「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。
「 <u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。	「 <u>輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項</u> 」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「 <u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項</u> 」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書（C-5656）</p> <p>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(1) 輸出差止申立書を受理した場合</p> <p>「・更新」及び「なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書（C-5656）</p> <p>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(1) 輸出差止申立書を受理した場合</p> <p>「・更新」及び「なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・<u>品目</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 輸出差止申立書（権利・ <u>対象品</u> ・侵害理由追加）を受理した場合 「・更新」の文字	(2) 輸出差止申立書（権利・ <u>品目</u> ・侵害理由追加）を受理した場合 「・更新」の文字
(3) 輸出差止申立更新申請書を受理した場合 「なお、「輸出差止申立書（権利・ <u>対象品</u> ・侵害理由追加）」による申立の場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字	(3) 輸出差止申立更新申請書を受理した場合 「なお、「輸出差止申立書（権利・ <u>品目</u> ・侵害理由追加）」による申立の場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。<u>受信用NACCS利用者コード</u>については、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第10項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）また、輸入差止申立てに係る物</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第10項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェック等と併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）また、輸入差止申立てに係る物</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p>	<p>品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p>
<p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p>	<p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</p>
<p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後70年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする。</p>	<p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後70年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第10項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする。</p>
<p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。</p>	<p>「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。</p>
<p>「権利者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>	<p>「権利者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>
<p>「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>	<p>「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>
<p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>	<p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>
<p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。</p>	<p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p>
<p>「対象品の品名」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。</p>	<p>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</p>
<p>「輸入統計品目番号」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。</p>	<p>「輸入統計品目番号（9行）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9行）を記載する。</p>
<p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</p>	<p>「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。	「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。
「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。	「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。	「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。
「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。
「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。	「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</p> <p>「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。</p> <p>「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。<u>受信用NACCS利用者コード</u>については、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。</p>	<p>に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p>
<p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p>	<p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p>
<p>「保護対象商品等表示等の種類」欄には、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p>	<p>「保護対象商品等表示等の種類」欄には、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示等に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。</p>
<p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。</p>	<p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。</p>
<p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>	<p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p>
<p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄には、税関長に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。</p>	<p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p>
<p>「対象品の品名」欄には、「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。</p>	<p>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</p>
<p>「輸入統計品目番号」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。</p>	<p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。</p>
<p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。</p>	<p>「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。</p>
<p>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p>	<p>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p>
<p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p>	<p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p>
<p>「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記</p>	<p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
載する。 「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。	「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。
「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。
「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。	「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項 関税法関係 輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843） 「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。 「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。 <u>受信用NACCS利用者コード</u> については、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。 「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。 「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる。	II 記載要領及び留意事項 関税法関係 輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843） 「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。 「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。 「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。 「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。	事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。
「 <u>使用を許諾し又は許諾されている者</u> 」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。	「 <u>使用を許諾し又は許諾されている者</u> 」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u> 」欄には、 <u>税関長</u> に対して執行を求める侵害すると認める物品を記載する。	「 <u>品名</u> 」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。
「 <u>対象品の品名</u> 」欄には、「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）</u> 」欄に記載した <u>対象品の一般的な品名</u> を記載する。	「 <u>品名の特定事項</u> 」欄には、「 <u>品名</u> 」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。
「 <u>輸入統計品目番号</u> 」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。	「 <u>輸入統計品目番号（9桁）</u> 」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由</u> 」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。	「 <u>侵害物品と認める理由</u> 」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。
「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。	「 <u>識別ポイント</u> 」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。
「 <u>輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。	「 <u>輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> 」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
「 <u>認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関して特定又は想定される事項</u> 」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。	「 <u>侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項</u> 」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	「 <u>訴訟等での争い</u> 」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。
「 <u>税関記入欄</u> 」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。	「 <u>税関記入欄</u> 」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立て・更新受理通知書（C-5856）</p> <p>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(1) 輸入差止申立書を受理した場合 「・更新」及び「なお、「輸入差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p> <p>(2) 輸入差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）を受理した場合 「・更新」の文字</p> <p>(3) 輸入差止申立更新申請書を受理した場合 「なお、「輸入差止申立書（権利・<u>対象品</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止申立て・更新受理通知書（C-5856）</p> <p>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>(1) 輸入差止申立書を受理した場合 「・更新」及び「なお、「輸入差止申立書（権利・<u>品目</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p> <p>(2) 輸入差止申立書（権利・<u>品目</u>・侵害理由追加）を受理した場合 「・更新」の文字</p> <p>(3) 輸入差止申立更新申請書を受理した場合 「なお、「輸入差止申立書（権利・<u>品目</u>・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</p>

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止情報提供書（C-5866）</p> <p>「税関長」欄には、輸入差止情報提供を行う税関長名を記載する。</p> <p>「情報提供者」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>輸入差止情報提供書（C-5866）</p> <p>「税関長」欄には、輸入差止情報提供を行う税関長名を記載する。</p> <p>「情報提供者」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>受信用NACCS利用者コードについては、NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用して税関から通知の送信を希望する場合に記載する。</p> <p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止情報提供に基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「権利者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「情報提供を行う貨物（対象品）」欄には、税関長の職権発動を促すため情報提供を行う侵害すると認める物品を記載する。</p> <p>「対象品の品名」欄には、「情報提供を行う貨物（対象品）」欄に記載した対象品の一般的な品名を記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号」欄には、任意で輸入統計品目番号を記載する。</p> <p>「情報提供を行う貨物が侵害すると認める理由」欄には、輸入差止情報提供に係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供希望期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p> <p>「情報提供を行う貨物の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「訴訟等での争い」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の内容について</p>	<p>「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止情報提供に基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「権利者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載させる。</p> <p>（新設）</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止情報提供に係る権利を侵害すると認める理由を記載する。</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供希望期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「訴訟等での争い」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の内容について</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。	訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。